

令和 7 年 1 1 月 県 議 会 定 例 会 追 加 議 案 一 覧

第 2 8 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

○ 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

① 給料月額の改定（令和 7 年 4 月から適用）

- ・ 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の引上げ改定を行う。

② 期末・勤勉手当の改定（令和 7 年 1 2 月から適用）

- ・ 年間支給月数について、0. 0 5 月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を 4. 6 5 月（現行 4. 6 0 月）とする。
- ・ 期末手当

【特定管理職員に係る期末手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	105／100	105／100	210／100
令和 7 年度	105／100	<u>107. 5／100</u>	<u>212. 5／100</u>
令和 8 年度以降	<u>106. 25／100</u>	<u>106. 25／100</u>	<u>212. 5／100</u>

【上記以外の職員に係る期末手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	125／100	125／100	250／100
令和 7 年度	125／100	<u>127. 5／100</u>	<u>252. 5／100</u>
令和 8 年度以降	<u>126. 25／100</u>	<u>126. 25／100</u>	<u>252. 5／100</u>

・ 勤勉手当

【特定管理職員に係る勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	125／100	125／100	250／100
令和 7 年度	125／100	<u>127. 5／100</u>	<u>252. 5／100</u>
令和 8 年度以降	<u>126. 25／100</u>	<u>126. 25／100</u>	<u>252. 5／100</u>

【上記以外の職員に係る勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	105／100	105／100	210／100
令和 7 年度	105／100	<u>107. 5／100</u>	<u>212. 5／100</u>
令和 8 年度以降	<u>106. 25／100</u>	<u>106. 25／100</u>	<u>212. 5／100</u>

※下線部が改定箇所

③ その他の改正

- ・ 自動車等を使用する職員に対して支給する通勤手当の限度額を、月額 36,300 円（現行 30,700 円）に引き上げる。
- ・ 通勤に駐車場等を利用する職員に対し、月額 5,000 円を限度とする手当を新たに支給する。

○ 施行期日 規則で定める日、令和 8 年 4 月 1 日

第29号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

- 本年度の民間給与との較差等を踏まえた人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、給料表及び期末・勤勉手当の改定等を行うもの。

(主な改正内容)

① 給料月額額の改定（令和7年4月から適用）

- ・ 若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の引上げ改定を行う。

② 期末・勤勉手当の改定（令和7年12月から適用）

- ・ 年間支給月数について、0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を4.65月（現行4.60月）とする。

【期末手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	125／100	125／100	250／100
令和7年度	125／100	<u>127.5／100</u>	<u>252.5／100</u>
令和8年度以降	<u>126.25／100</u>	<u>126.25／100</u>	<u>252.5／100</u>

【勤勉手当】

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	105／100	105／100	210／100
令和7年度	105／100	<u>107.5／100</u>	<u>212.5／100</u>
令和8年度以降	<u>106.25／100</u>	<u>106.25／100</u>	<u>212.5／100</u>

※下線部が改定箇所

③ その他の改定

- ・ 教育職員に支給される教職調整額（現行給料月額４％）について、令和１３年まで毎年１％ずつ段階的に引き上げ、給料月額の１０％とする。
- ・ 教職調整額の引上げにあわせて、教職調整額支給対象外の校長、副校長及び教頭の処遇改善を図る。
- ・ 自動車等を使用する職員に対して支給する通勤手当の限度額を、月額３６,３００円（現行３０,７００円）に引き上げる。
- ・ 通勤に駐車場等を利用する職員に対し、月額５,０００円を限度とする手当を新たに支給する。

○ 施行期日 規則で定める日、令和８年１月１日、令和８年４月１日

第３０号 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案

- 本年度の人事委員会勧告の趣旨を踏まえ一般職の職員の期末・勤勉手当の改定を行う状況等を踏まえ、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	６月	１２月	計
現 行	172.5／100	172.5／100	345／100
令和７年度	172.5／100	<u>177.5／100</u>	<u>350／100</u>
令和８年度以降	<u>175／100</u>	<u>175／100</u>	<u>350／100</u>

※下線部が改定箇所

○ 施行期日 規則で定める日、令和８年４月１日

第 3 1 号 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例議案

- 知事等の受ける期末手当の支給割合の改定等を踏まえ、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うもの。

区 分	6 月	1 2 月	計
現 行	172.5／100	172.5／100	345／100
令和 7 年度	172.5／100	<u>177.5／100</u>	<u>350／100</u>
令和 8 年度以降	<u>175／100</u>	<u>175／100</u>	<u>350／100</u>

※下線部が改定箇所

- 施行期日 規則で定める日、令和 8 年 4 月 1 日

第 3 2 号 工事請負等契約の締結について

- 件 名 香川県道路照明灯 L E D 化推進事業
- 工 事 場 所 県内全域
- 契約の方法 随意契約
- 請 負 金 額 1, 6 8 0, 8 0 0, 0 0 0 円
- 工事請負人 香川県道路照明灯 L E D 化推進事業共同プロジェクト